

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2018年
2・3月号
No.338

北沢法人会主催

新年賀詞交歓会

第2回 税金クイズ大会

会員勸奨表彰式



—都税についてのお知らせ—

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所でお済ませください。

- ◇ 自動車を譲渡したとき：平成30年3月30日（金）までに「移転登録」をお済ませください。
 - ★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。
- ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに「抹消登録」をお済ませください。
 - ★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日を除く）

—都税についてのお知らせ—

～個人で事業を営む方へ～

個人事業税の申告期限は3月15日（木）です



申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	平成30年3月15日（木）
申告先及び問い合わせ先	渋谷都税事務所 03-5420-1621

目次

都税事務所からのお知らせ	2	「自主点検チェックシートをご活用下さい」	13
日本政策金融公庫からのお知らせ	3	法律相談「交通事故について」	14
税金クイズ大会・会員勲褒表彰式・新年賀詞交歓会	4	経理の知識「短期前払費用」	15
北沢税務協力団体主催 平成30年 新年賀詞交歓会	6	桜上水支部 会員会議／山崎富美子さん 東京国税局長表彰受彰祝賀会	16
北沢税務署への新年挨拶／世田谷都税事務所長感謝状贈呈式	7	給田・北烏山支部 会員会議・新年会開催	17
【全法連・東法連共催】平成30年 新年賀詞交歓会	8	経堂支部 会員会議・新年会／経堂支部 トレッキング部の活動報告	18
女性部会新年会／女性部会 せたがや梅まつり	9	梅丘支部・明大前支部合同 新春祝賀会・地域別懇談会	19
平成30年度 税制改正大綱	10	南烏山・粕谷支部 公開税務研修会・賀詞交歓会	20
ワンポイントアドバイス「大切ですよ！就業規則」	12	会員紹介	21

表紙の写真：東急世田谷線 下高井戸駅付近の街並。1月23日、前日からの雪で世田谷も数年ぶりの積雪を記録した。（撮影：明大前支部 本橋はるみ）

北沢法人会会員の皆さまへ 日本政策金融公庫からのご案内

「事業資金」のお知らせ

セーフティネット貸付（経営環境変化資金）のご案内

ご融資額 4,800 万円以内
返済期間 設備 15 年、運転 8 年

ご相談は渋谷支店の担当者大川が
承ります。お気軽にご相談ください。

「国の教育ローン」をご存じですか？

公的融資制度として35年以上の歴史をもつ
「国の教育ローン」のことです。

「国の教育ローン」は、教育費に関する公的融資制度として
35年以上の歴史をもつ100%政府出資の政策金融機関で
ある、日本政策金融公庫（日本公庫）が扱う教育ローンです。

融資限度額 >> \ お子さま1人につき / \ 海外留学資金の場合 /
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円



「国の教育ローン」 3つのポイント

1

固定金利

年 1.76%
平成30年1月23日現在
最長 15 年の
長期返済

2

ご家庭の状況
に応じた
優遇制度

3

(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

- お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は、最長 15 年までと長期です。
- 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、返済期間の延長、金利の低減などの優遇制度があります。
- 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-21-1(日本生命渋谷ビル2・3階)
Tel:03-3464-3914

税金クイズ大会・会員勸奨



税金クイズ大会
司会
宮城 税制副委員長



税金クイズ大会
開会の挨拶
善養寺 副会長



会員勸奨表彰式
司会
瀬川 組織副委員長



会員勸奨表彰式
挨拶
馬場 組織委員長

【第2回税金クイズ大会】

平成30年1月26日（金）に昨年同様、梅丘パークホールで行われた会員勸奨表彰式及び新年賀詞交歓会に合わせ税制委員会主催による「第2回税金クイズ大会」を開催させて頂きました。

今回も北沢税務署に作成をお願いした税金クイズ100問の中から抜粋し出題いたしました。前回同様、一般の方にも参加して頂くので、第一問は一般の方向けの問題にし、そこから少しずつ難易度を上げていこうと企画しました。

当初、実行委員会を立ち上げ3回程の会議の中、正解者が多くなり時間超過したら…等の意見が出ておりましたが、いざ始めてみると2回戦では、ほとんどの方が残らず、予想に反し、決勝戦では2人だけ残る形になってしまい、次回はその辺に気をつけて準備をしたいと思います。

とにかく今回も盛況のうちに「第2回税金クイズ大会」を終了することができ、準備していた私どもも、とても嬉しい限りです。また支部等の各種イベントなどでも「税金クイズ」を何度も開催して頂き、とても感謝しております。

これを新年賀詞交歓会での恒例イベントとして位置づけ、益々活発化させ、税金について興味と理解をして頂ければと思っております。

最後に、今回の開催にあたり委員各位、事務局、税務署の皆様にご協力頂き、まことに感謝しております。

（税制委員長 大石 恵／税制副委員長 野島 洋二）

平成30年「税金クイズ大会・会員勸奨表彰式会」次第

*****第1部 税金クイズ大会*****

司会：宮城税制副委員長
開会あいさつ 担当副会長 善養寺 大作
第2回税金クイズ大会
閉会あいさつ 税制委員長 大石 恵

*****第2部 会員勸奨表彰式*****

司会：瀬川 組織副委員長
委員長あいさつ 組織委員長 馬場 宏明
表彰式 (司会)
会長あいさつ 会長 飯野 光彦



三択問題にグー・チョキ・パーで解答する参加者の皆様

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

表彰式・新年賀詞交歓会

会員勸奨表彰された方々



飛田 下北沢支部長



丸山 経堂支部長



長沼 下北沢支部幹事



佐藤 梅丘支部長



今年も新年賀詞交歓会の司会を仰せつかりました総務副委員長の山中です。税金クイズ、会員勸奨表彰式終了後の懇談会という事もあり、毎回スタートから固い雰囲気より、ソフトムードで進めていきたいと思っております。今年も140名余りの方にご参加を頂き開会。会長、ご来賓挨拶から乾杯とスムーズに進み、懇談に突入、いつもながら保険3社のご挨拶は、どこ吹く風の如くの名刺交換に懇談中、でもこれが一番の目的ですのでご容赦ください。そして新入会員のお披露目、今年は13組のご紹介、ガソリンも入って楽しい自己紹介になりました。そして閉会の辞まで殆んどの方がお付き合い頂きまして、ありがとうございました。後はもっと楽しい4次会でした。

(総務副委員長 山中 一亨)

平成30年「新年賀詞交歓会・懇親会」次第

第3部 新年賀詞交歓会・懇親会

司会：山中 総務副委員長

開会のことば	副 会 長	本庄 謙一
会長あいさつ	会 長	飯野 光彦
来賓あいさつ	北沢税務署長	奥村 信一様
来賓紹介		(司 会)
乾 杯	顧 問	渡瀬 靖夫
	顧 問	松林 久行

～ご 歓 談 ①～

来賓あいさつ

世田谷都税事務所	所 長	土屋 信三様
大同生命保険(株)	首都圏地区営業本部	富安 充裕様
AIG 損害保険(株)	東京第二プロチャネル営業部	山口 和雄様
アフラック	東京第一支社長	東内 修司様

新入会員紹介 (司 会)

～ご 歓 談 ②～

中 締 め	副 会 長	梶原 利文
閉会のことば	副 会 長	広 瀬 淡



松林顧問と渡瀬顧問による
乾杯の音頭にて、懇親会がスタート



新年賀詞交歓会 司会
山中 総務副委員長



北沢税務署の方々のテーブルにて

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 **渡瀬 靖夫**
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

◆愉快的生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

(利) 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
パインフィールドビル 6階
TEL 03(3327)1111(代表)

北沢税務協力団体主催 平成30年 新年賀詞交歓会



署長あいさつ
北沢税務署長
奥村 信一様



懇親会開会のことば
飯野 会長



入江副署長による乾杯の音頭

平成30年1月12日(金)、オペラシティ54階の東天紅において北沢税務協力団体が主催する新年賀詞交歓会が開催されました。

今年の新年賀詞交歓会の当番幹事は北沢間税会で、北沢間税会 橋本副会長の司会のもと、同 小野副会長の「開会のことば」、同 穴戸会長「当番幹事あいさつ」を皮切りに、ご来賓の紹介のあと、奥村北沢税務署長からの新年のご挨拶をいただきました。

本年は特に「平成31年10月からの消費税の税率引上げ及び軽減税率制度」の周知が署長の年頭のあいさつの中でも語られ、各団体では、より一層の会員増強に邁進することを誓いました。

また、賀詞交歓会に続き、第二部の懇親会が当会 飯野会長の開会のことばにて開始され、入江北沢税務署副署長による乾杯の音頭にて団らんのひとつとなり、北沢納税貯蓄組合連合会 穴戸副会長の中締め、青色申告会の石塚会長の閉会のことばにより、賀詞交歓会および懇親会は閉会となりました。

(明大前支部 塩原 孝夫)



当会役員テーブルにて

平成29年 北沢税務協力団体主催 新年賀詞交歓会

司会 北沢間税会 副会長 橋本 昌之介

*****賀詞交歓会次第*****

開会のことば 北 沢 間 税 会 副 会 長 小 野 和 真
 当番幹事あいさつ 北 沢 間 税 会 会 長 穴 戸 啓 昭
 ご来賓紹介 北 沢 間 税 会 副 会 長 坂 本 哲
 署長あいさつ 北 沢 税 務 署 署 長 奥 村 信 一 様
 閉会のことば 東京税理士会北沢支部 支部長 北山 雅也

*****懇親会次第*****

開会のことば (公社)北沢法人会 会 長 飯 野 光 彦
 乾 杯 北 沢 税 務 署 副 署 長 入 江 玲 美 様
 中 締 め 北 沢 納 税 貯 蓄 組 合 連 合 会 副 会 長 穴 戸 平 和
 閉会のことば (一社)北沢青色申告会 会 長 石 塚 一 信



新年に相応しい和服姿の女性陣(バックに54階からの夜景を望みながら)



北沢税務署への新年挨拶

今年も恒例の税務署への新年挨拶を正副会長と青年部が5日(金)、女性部は9日(火)に実施しました。

正副会長の訪問では、奥村署長が12月にマラソン大会に参加した話から始まり、税制改正、事業承継、軽減税率や消費税率アップの話題に多くの時間が費やされました。

青年部ではSKT(世田谷(S)、北沢(K)、玉川(T))の活発な活動から、一昨年のSKT30周年記念事業まで話しが及びました。また青年部が一番盛り上がる「北沢八幡例大祭」への模擬店出店では、ここ数年陣中見

舞いに来ていただく署の方々に焼鳥を焼くのが恒例になりつつあること等で話が盛り上がりました。

女性部会では、やはり「税に関する絵はがきコンクール」に関し、認知度向上と応募枚数増加の為の工夫やご苦労のお話。また奥村署長は選考会での審査の難しさ等をお話になりあっという間の30分間でした。

今年も税務署の皆様と緊密に連携をとりながらご支援をいただき、北沢法人会の事業を拡充していければよいと感じました。

(事務局 廣住 純)



正副会長(1月5日(金) 10:30~11:00)



青年部(1月5日(金)11:00~11:30)



女性部(1月9日(火) 11:00~11:30)

世田谷都税事務所長感謝状贈呈式

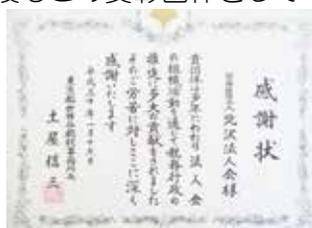
平成30年1月19日(金)世田谷区合同庁舎において、平成29年度「世田谷都税事務所長感謝状贈呈式」が挙行されました。当会からは梶原副会長が受彰されました。

梶原副会長は、日頃から都税の広報活動(ポスターの掲示、eLTAX:エルタックスの普及・啓蒙)等、税務行政の推進に法人会役員として積極的に協力し、納税意識の高揚と税の正しい知識の普及にご尽力されたことが認められました。おめでとうございます。

また、今年は組織活動を通じて税務行政の推進に多大の貢献をした団体ということで、北沢法人会が表彰されました。

当日は飯野会長代理として広瀬副会長が贈呈式に出席していただきました。今後もこの受彰団体として恥じない活動を続けなくてはならないことを改めて感じました。

(事務局 廣住 純)



贈呈式集合写真



個人表彰:梶原副会長



団体表彰:広瀬副会長(飯野会長代理)

【全法連・東法連共催】平成30年新年賀詞交歓会



平成30年1月22日(月)に全法連・東法連共催の新年賀詞交歓会が帝国ホテルで開催され、飯野会長、広瀬、梶原、本庄、金子副会長4名と細谷総務委員長、事務局の7名で出席しました。

第1部新春記念講演では講師に外交政策研究所代表「宮家 邦彦(みやけ くにひこ)氏」を迎え、「最新の国際情勢と日本経済に与える影響」について1時間の講演がありました。改めて米国のトランプ外交との向き合い方の難しさ等を学びました。

第2部の受章式典では、平成29年度に法人会会員として春と秋の叙勲を受けた方々の表彰、続いて財務大臣、国税庁長官の納税表彰者の表彰式が執り行われました。

第3部では会場を移し「新年賀詞交歓会」が行われ、多くのご来賓の祝辞、また国会議員の先生方のご挨拶などで盛会に終わりました。

折しも当日は弾丸低気圧の影響で東京に数年ぶりの大雪が降る天気予報。会場を出た時に日比谷公園も一面雪に覆われ、いつもと違う東京の都心の景色に驚かされました。

その後も雪は勢いをまし、午後6時の事務局の前は右の写真のような風景となりました。

(事務局 廣住 純)



～全法連が各所に配布した資料「行動する法人会」～

行動する法人会

一平成30年度税制改正に関する提言一

全法連では、平成30年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



自民党

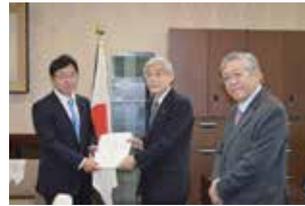
予算・税制等に関する政策懇談会
11月16日

財政・金融・証券団体委員長 牧島かれん氏

山口 泰明氏 井上 信治氏 義家 弘介氏
石原 宏高氏 野田 毅氏 山本 幸三氏
柴山 昌彦氏 大岡 敏孝氏 佐藤ゆかり氏
田畑 毅氏 宮澤 博行氏 尾身 朝子氏
三谷 英弘氏 宗清 皇一氏 猪口 邦子氏
太田 房江氏 滝波 宏文氏 徳茂 雅之氏
松川 るい氏 三宅 伸吾氏 三本 亨氏 他

財務省 11月7日

財務副大臣 うえの 賢一郎氏



左から うえの財務副大臣、柳田税制委員長、松崎専務理事

国税庁 表敬訪問 12月7日

長官 佐川 宣寿氏
次長 藤井 健志氏
課税部長 山名 規雄氏



右手前から 山名課税部長、佐川国税庁長官、藤井次長
左手前から 柳田税制委員長、小林会長、松崎専務理事

公明党

財政・金融部会団体ヒアリング
11月22日

財政・金融部会長 竹内 譲氏
濱村 進氏



希望の党

税制改正ヒアリング
11月29日

税制調査会長 古本 伸一郎氏

岸本 周平氏 近藤 和也氏 階 猛氏



中小企業庁

10月16日

長官 安藤 久佳氏
事業環境部長 吾郷 進平氏



右奥から 安藤中小企業庁長官、吾郷事業環境部長
左奥から 柳田税制委員長、松崎専務理事

総務省

10月31日

自治税務局長 内藤 尚志氏



右から 内藤自治税務局長、柳田税制委員長、長谷川税制副委員長

女性部会新年会



平成 30 年 2 月 2 日三軒茶屋銀座アスターにて女性部会の新年会を開催しました。まだ雪も溶けなく足元の悪い中でしたが 34 名の方にご参加いただきました。ありがとうございました。

部会長からは「税に関する絵はがき」に関する一連の

作業のお礼と梅まつり、北沢税務署長を迎えての懇談会、報告会など今期残りの予定を発表しました。熊崎副会長からはお祝いの言葉を頂きました。

相談役の高橋信義様による『楽しい税のお話』は相続について分かり易くお話をして頂きました。配偶者亡きあと、自宅は遺産分割対象外で住み続けられ、当面の預貯金は引き出すことが出来る等々。身近なお話をしてくださいました。高橋信義様ありがとうございました。

中村みのり相談役の乾杯に始まり、山崎富美子相談役から来年は女性部会 40 周年のお話をして頂きました。懇談会では楽しいお話で盛り上がり、初めて参加された方も「楽しかったのでまた参加したい」とのこと。最後にくじ引きで、何これ？をお土産に楽しいひと時を過ごさせていただきました。有り難うございました。

(女性部会長 広瀬 節代)

女性部会主催 「せたがや梅まつり」 税金クイズ



お花のほか各種景品がゲットできる
当会の社団化35周年にて記念植樹
した「大盃」も見事に開花しました
常に人だかりが絶えません

平成 30 年 2 月 17 日(土)に『第 41 回せたがや梅まつり』の会場官公署コーナーにて、税金クイズを実施しました。

9 時から設営、景品等の準備を始め、10 時に飯野会長の開会の辞、奥村税務署長にご挨拶頂き、広瀬女性部会長の挨拶の後、税金クイズがスタートしました。

女性部会をはじめ青年部会やたくさんの会員の協力のもと、お天気にも恵まれ暖かく、たくさんのご来場者のかたが税金クイズに参加して頂きました!!

税務署長をはじめ、署の方にも、お手伝いをして頂き順調にクイズが進んで行きました。

クイズは、Q1 酒税の対象となる酒類とはアルコール度数が何%以上の飲料をいうのでしょうか? / Q2 缶ビール1 缶(350ml)あたりの酒税の額はいくらでしょうか?

／Q3 たばこ1 箱にかかる税金は、およそ何%くらいになるのでしょうか? / Q4 国の税の使い道で一番多いものはどれでしょう? / Q5 このクイズをやっている法人会はこの協力団体でしょうか?

3 択で答えていただくのですが、「なかなか難しい!!」「勉強になりました!!」と様々な声が聞けました。

クイズに答えて頂き、全問正解者にはパンジーのお花、又は、お肌ツルツルポディーソープをプレゼント! 惜しくも全問正解にならなくてもたくさん景品があり、お子さまから高齢の方まで多くの方々にクイズに挑戦して頂き、13 時半までに 800 名の方に参加して頂きました。

毎年、景品を提供して下さる企業に感謝しています。本当にありがとうございます(^-^)

(女性部会 副部会長 平塚 早苗)

平成 30 年度 税制改正大綱

中小企業向け租税特別措置の延長と事業承継税制が拡充される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5,000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の株式の制限（総株式

数の2/3）が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して軽くはないので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものととして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税に適用されます。

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

 **三東電気工事株式会社**

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12

☎(3325) 5630(代) FAX(3325) 5686

おなじみの  住設機器総合商社 サンエグルーヴです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4

☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】 代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・
吉田・多摩・東京西・練馬・日野・
相模原・厚木・大和・湘南・小田原・
相模大野・秦野・藤沢・平塚

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。

貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないこととなります。

消費税関係

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

■輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されます。従来の購

入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税（仮称）の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光客税（仮称）の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1,000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

■大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

T S K 税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958 FAX : 03-5363-5449

HP : <http://www.iida-office.jp/>

(一般社団法人 東京法人会連合会)

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア



小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
～霊安室も完備しています～

株式会社 北進  おくりびと

代表取締役 北澤 史朗

本 社:〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2

世田谷営業所:〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4

TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

～改正職業安定法の内容と実務上の留意事項～

職業安定法が改正され、平成30年1月1日より一部が施行されております。この改正により、ハローワーク等を通して求人募集をする際、注意が必要になります。今回は、就業規則からは少し離れますが改正の内容と今後の実務上の留意点について、お話をさせていただきます。

1. 改正の内容

労働条件の変更等の明示義務

改正項目の1つとして、求人企業等が求人票等の労働条件の記載を変更等して求職者を雇用する場合、変更内容等を明示することが義務付けられました。

具体的には、下記の4つのケースが厚生労働省のリーフレットで明示されております。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例) 当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

※厚生労働省リーフレット「労働者を募集する企業の皆様へ～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～」より

また、労働条件の変更等明示方法としては、求職者が変更内容等を適切に理解できるような方法で行う必要があります。厚生労働省では、次の①の方法が望ましいとしていますが、②の方法などによることも可能としています。

①	当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
②	労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法。

※厚生労働省リーフレット「労働者を募集する企業の皆様へ～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～」より

2. 実務上の留意点

実務上、求人に応募してきた求職者と面接した結果、経

験や能力等、求人申込時に想定していたレベルには達しないが、若干労働条件を下げた形であれば採用したいというケース（基本給を下げる等）はよくあると思います。

今後は、求人票の内容と異なる労働条件を提示する場合、改正職業安定法の基準を満たし、入社後の無用なトラブルを避けるために、より適切な方法で行うことが必要となってきます。

実務的な対応のポイントとしては

1. 面接後最終的な労働条件を決定するのであれば、求人票への断定的な表現は避ける。
2. 決定した労働条件はできるだけ早く求職者に伝え、求職者に入社するかどうか検討する期間を与える。
3. 労働条件の明示は必ず書面にて交付し、できるだけ面談にて直接説明するなど、求職者からも質問できる機会を持つ。

しっかりと求職者に御社の労働条件を説明し、納得した上で入社してもらうことで、入社後の無用なトラブルを防止できると思われます。

また、時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用している場合は、以下のような記載が書面に必要になりますので、ご確認ください。

1. 基本給××円（②の手当を除く額）
2. □□手当（時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
3. ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

固定残業代が、いくらかで、何時間分として支払われるのか、求職者にわかるように明示しなくてはなりません。

労働条件の明示義務は、もともと労働基準法15条で定められておりますので、労働条件通知書の記載内容も再度点検されることをお勧めいたします。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

心のごもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱



株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

北沢法人会事務局からのお知らせ

☆自主点検チェックシート☆をご活用ください

平成30年4月1日以降の終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、【経理の状況】に「社内監査」が追加されます。これにより、法人会の「自主点検チェックシート」など各種チェックシートを活用した社内

監査実施の有無を記入することが必要となります。法人会の「自主点検チェックシート」は国税庁が推奨しておりますので、会員の皆様はこれを機会に社内監査にまずは「入門編」からは是非ご活用下さい。

「法人事業概況説明書」

【経理の状況】欄に「社内監査」が追加されます。『社内監査』欄の「実施の有無」には「有」に○印をご記入の上、下欄（ ）内には「自主点検チェックシート」とご記入下さい。

裏面の【加入組合等の状況】には、「北沢法人会会員」とご記入下さい。

「自主点検チェックシート」入門編の内容

自主点検について

《目的》
企業を成長させるためには、内部統制及び経理能力の水準を向上させることが重要な要素と考えられます。経営者が『自主点検チェックシート』を有効に活用することを通じて、内部統制及び経理能力の水準を向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつなげることを期待しています。

《自主点検の流れ》

- 点検担当者（経理責任者等）は、【点検項目チェック表】の「点検項目」について、点検してください。
※ 点検内容を詳しく知りたいときは、別冊『自主点検ガイドブック』を参照してください。
※ 自社の成長につながるために、点検は税理士等ではなく、自社で行いましょう。
- 点検した結果を、「点検欄」に「○」、「×」で記入してください。自社に該当のない項目や税理士等が確認している項目は「-」を記入してください。
※ 一部できていないという場合には、自社の成長につながるため、「×」をつけましょう。
※ 点検回数は、自社の実情に応じて決め、継続して取り組みましょう。
- 「×」の項目について、その内容等を【点検結果記入表】に記入してください。
- （点検結果を代表者に報告）
- 代表者は、【点検結果記入表】の点検結果から改善方針を策定し、今後の改善につなげていきます。

自主点検チェックシートの記入方法

「点検項目」に基づいて自主点検し、その結果を「点検欄」に記入してください。

科目等	点検項目	I 社内体制		
		4/1	/	/
文書管理	1 自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。	○		
	2 重要な書類等（現金、通帳、権利証券等）は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。	×		

点検結果が「×」の場合には、その内容を【点検結果記入表】に記入してください。

○ 点検結果記入表（ 4月 1日点検分） 点検担当者：○○ ○○

点検担当者記入欄		代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針	
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	改善方針	

代表者は、改善方針を策定し、これを点検担当者に指示してください。

○ 点検結果記入表（ 4月 1日点検分） 点検担当者：○○ ○○

点検担当者記入欄		代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針	
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	確実に施錠し、鍵は○○が管理すること	

社内監査に「自主点検チェックシート」をご活用下さい。
北沢法人会事務局(TEL.03-5450-7121)にて配布しております。
全法連 検索 ▶▶▶ 自主点検チェックシート からダウンロードできます。

本日は、Aさんが相談に訪れました。Aさんの相談内容と回答は次の通りです。
<Aさんの質問>

昨日、私は、夫Bの運転する自動車に乗っていた際に、交通事故に遭ってしまいました。事故の内容は、前方の信号が赤信号だったので、Bが自動車を停止させたのですが、Cさんの運転する自動車が見落とし、私たちの自動車に後ろから追突した、というものでした。

私もBも、外傷はなかったのですが、首に痛みを感じたため、その日のうちに病院に行きました。診断書はまだ作成されておらず、どのような診断名がでるかはわかりません。

質問1 交通事故に遭うのは初めてなのですが、私たちは、誰から、どのような支払いを受けることができるのでしょうか。今後気を付けるべきことはありますか。

質問2 Cさんの保険会社やCさん自身に訴訟を起こして請求をする場合に、私たちが支払わなければならない費用はありますか。

<Aさんへの回答>

質問1について

1、交通事故により生じる損害には、大きく分けて、「物損」と「人損」の二つの損害があります。物損とは、被害を負った車両などの物的な損失のことをいいます。人損とは、骨折や捻挫など、身体に生じた損失のことをいいます。そこで、以下、物損と人損に分けてご説明します。

2、物損について

(1)物損に含まれるもの

物損には、自動車の修理費用、レッカー費用、レンタカー費用などが含まれます。

(2)物損の賠償を請求する相手

Cさんが自動車の任意保険に加入している場合には、通常、その保険会社に対して、物損を賠償するよう請求することになります。

Cさんが任意保険に加入していなかった場合や、任意保険に加入しているけれども任意保険を利用しない場合には、Cさんに物損を賠償するよう請求することとなります。

Cさんの保険会社やCさん自身に賠償を請求する場合であって、賠償額について折り合いがつかない場合には、場合によってはCさんの保険会社やCさんに対して訴訟を提起する必要があります。

3、人損について

(1)人損に含まれるもの

人損には、治療費のほか、通院交通費、休業損害（交通事故で休業を余儀なくされたことによって失った利益のこと）、逸失利益（将来得られるはずだったのに交通事故の影響で得ることが出来なくなってしまった利益のこと）、慰謝料などが含まれます。慰謝料には、入通院により生じた慰謝料や、後遺症が発生した場合には後遺障害慰謝料などが含まれます。

慰謝料の額や、後遺症の認定を受けることができるかは、通院した期間や治療内容が大きく影響します。体に痛みがあるのに我慢して入通院を控えてしまうと、①慰謝料の額が大きく減額されたり、②後遺症の認定を受けることが出来ず、慰謝料を支払ってもらえないことになったり、③後遺症の認定を受けることが出来たとしても等級が下がり、支払われる金額が大きく減ってしまったりしかねません。体に痛みがある場合には我慢せずに病院で診察を受けるべきです。

医師が必要と判断した場合には、整骨院での治療費の支払いを受けることが出来ます。

(2) Cさんが自動車の任意保険に加入している場合には、通常、その保険会社に対して、人損を賠償するよう請求することになります。

(3) Cさんが任意保険に加入していなかった場合であっても、自動車賠償責任保険（一般的に「自賠責保険」と言われます。）を利用して、一定額（例えば、1つの事故について、傷害の程度に応じ1名につき120万円、後遺障害が残った場合には、傷害の程度に応じて75万円から4000万円）の賠償を受けることが出来ます。

ただし、自賠責保険により補償される賠償額には上限があることに加え、自賠責

保険を利用した場合には任意保険を利用した場合に比べて支払われる金額が低く抑えられてしまうことが多いため、自賠責保険に請求するだけでは、必ずしも十分な賠償を受けることが出来ません。

(4) Cさんの保険会社やCさん自身に賠償を請求する場合であって、賠償額について折り合いがつかない場合には、場合によってはCさんの保険会社やCさんに対して訴訟を提起する必要があります。

4、交通事故の賠償金の計算基準には自賠責基準、任意保険基準、弁護士・裁判基準の3種類があります。中でも最も賠償金の金額が高額になるのは、弁護士・裁判基準です。被害者が自分で加害者側と示談交渉をする場合、低額な自賠責基準や任意保険基準が適用されることとなりますので、どうしても賠償金の金額が下がります。そのため、相手方の保険会社の提示してきた金額が予想に反して少ない場合には、弁護士に示談交渉や訴訟を依頼するのも一つの手段といえます。

質問2について

Bさんの自動車保険に弁護士費用特約が付けられているか確認してみてください。弁護士費用特約とは、自分の自動車保険につけておく特約の1種で、交通事故でかかった弁護士費用を自分の保険会社が負担してくれるものです。弁護士費用特約をつけておくと、交通事故問題で弁護士に相談したときの相談料、示談交渉にかかる費用、裁判にかかる費用などを保険会社が支払ってくれますので、Aさん・Bさんの経済的負担はなくなります。

一方で、弁護士費用特約がない場合には、これらの費用をご負担頂くことになってしまいます。

法人・個人の法律問題をサポート致します
 世田谷総合法律事務所
 所長 弁護士 井上 侑
 (お問い合わせ先)
 〒155-0031 東京都世田谷区
 北沢 2-23-13 伊達ビル4F
 TEL :03-5779-8228
 (平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



短期前払費用

店舗や事務所の家賃などは、翌月分をその前月までに支払うケースが多いと思います。今回は、このような毎月支払う経費がいつ損金になるのかという話です。

□原則的な取扱い

家賃などの支払経費は、原則として役務の提供を受けた月の損金となります。例えば、12月決算の法人で、12月に翌1月分の家賃を支払っても、12月の損金にすることはできず、あくまでも1月分の損金となるので、以下の会計処理となります。

12月支払時 (前払費用) × × (現金預金) × ×

1月 (地代家賃) × × (前払費用) × ×

□例外的な取扱い(短期前払費用)

例外的に、翌月分以降の支払いであっても、支払時に損金にできる場合があります。これは、基本通達2-2-14で明示されています。

(短期の前払費用 基通2-2-14)

前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ)の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(注)例えば借入金を預金、有価証券に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取り扱いの適用はないものとする。

さて、この前払費用の意義を分解してみると次のようになります。

- 1、一定の契約に従って継続的に提供を受けること。すなわち、等質・等量のサービスがその期間中に継続的に提供されること。
- 2、役務の提供の対価であること。
- 3、翌期以降において時の経過に応じて費用化されるものであること。
- 4、現実にその対価を支払っていること。

このことから、具体的には土地・建物の賃借料、工業所有権の使用料、保険料、借入金利子といったものが短期前払費用に該当します。

□考察

この基本通達に規定されている短期前払費用に、なぜ土地・建物の賃借料、工業所有権の使用料、保険料、借入金利子が該当するか、考えてみましょう。

これらは、①賃借や保険契約が一定期間の間、等質・等量のサービスとして継続的に提供されており、②役務の対価であり、③翌期以降において時の経過に応じて費用化されるものであることから、④現実に対価の支払いが行われていれば、短期前払費用の要件を満たします。

そこで、事務所家賃などを1年前払いして損金にする、このような節税はよく行われる手法となっています。しかし、事務所家賃などを1年前払いするという事は、その分の運転資金を固定化(眠らせる)させることとなりますね。これは、資金需要が旺盛な成長過程にある法人の場合には、運転資金を少なくさせることとなりますから、企業経営の観点からは、疑問の残ることになるのではないのでしょうか。

また、一定の保険料についても短期前払費用として損金になりますから、年払いの生命保険に加入することを節税対策として考慮することもあります。ところで、この前払いも、事務所家賃の前払い同様に資金を固定化させることとなりますね。また、保険の場合には、数期間にわたり契約を継続することを前提としないと、十分な節税効果が得られず損失を生じるケースもあり得ます。

このように考えてみると、短期前払費用を利用した節税を考える場合には、単に税金のみならず、企業経営における資金面も同時に考慮しなければならない、ということが言えるでしょう。

さて、蛇足になりますが、高速道路沿いのビルの屋上を借りて自社の看板や広告塔を掲示する場合には、その契約によって、1年分の掲示費用をまとめて払いすることが求められているものもあります。この場合においては、翌事業年度の数か月間の使用料が結果としてビルのオーナーに前払いされているわけですが、この場合の税務上の取り扱いはどうでしょうか？当然ながら、こうした場合には、ビルのオーナーとの間には一定期間の使用契約が締結されていることから、その支出は「一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用」に該当するので前払費用としての要件を満たします。よって、支出時から1年以内の期間に該当するものは「短期前払費用」として、その支払った日の属する事業年度において損金処理することができることとなります。

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介**：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部

東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B

電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571

mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org

□ 執筆者の紹介

・税理士：川辺 洋二

・事務所所在地：世田谷区代田5-34-8 カーサ下北沢103

・電話番号：03(5433)8380

・主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ
(日本能率協会)」他

・主な講演先：早稲田大学、日本FP協会

・事務所ホームページ：<http://kawabe-kaikei.com/>



桜上水支部 第5回 会員会議

平成30年1月17日 上北沢駅にある法人会の会員でもあります「天ぶら 天兼」で第5回会員会議が開催されました。16名の参加となりました。

その顔ぶれは、すでに入会していたのですが今回が初めての参加となる方が1名、数年ぶりという久々に参加していただいた方が1名、新規会員の方で2回目の参加となる方が1名とバラエティーに富んだメンバーが揃いました。

会員勸奨はもちろん大切なことですが、現会員の方々にお声かけをして参加を促していくことも大切なことではないかと実感しました。このような方々に参加していただき、たいへん嬉しく思いました。

会議後は新年会を兼ねた懇親会です。参加者全員が順番にスピーチしたのですが、これが非常に盛り上がりま



した。会員会議でバス研修のルート決める議題が先送りとなりましたが、懇親会では活発な意見が飛び交い候補地を絞ることができました。

(桜上水支部 副支部長 高宮 英輝)

山崎富美子さん 東京国税局長表彰受彰祝賀会

平成30年2月13日 オペラシティ 東天紅にて山崎さんの祝賀会が賑やかに開催されました。

山崎さんは、当会の副会長をおつとめになられ、2代目の女性部会長、社会貢献委員長など重要なお役を続けてこられた、法人会の重鎮であります。このご活躍に対して、東京国税局長の表彰をお受けになられたことは、誠に慶賀なことと思います。誠におめでとうございます。

会式は、発起人を代表して飯野会長が、お祝いの言葉と山崎さん人となりのご紹介。奥村北沢税務署長、土屋都税事務所長から祝辞をいただきました。来賓と祝電のご披露があり、記念品や花束の贈呈がありました。

山崎さんからは、丁寧な謝辞があり、北沢納税貯蓄組合連合会の島田会長が乾杯の音頭をとられ、祝賀の会が始まりました。

会の中で、思い出インタビューとして山崎さんと懇意の方々との楽しいインタビューで会が盛り上がりました。

また、女性部会の皆さんから、替え歌を歌いながら記念品の贈呈がありました。

山崎さんが日頃、鍛錬されている詩吟の

お仲間と皆さんで「宝船」という歌を吟じました。

とにかく賑やかで楽しい会になりました。山崎さん、本当におめでとうございます。

(副会長 広瀬 淡)(梅丘支部)



給田・北烏山支部 会員会議・新年会

給田・北烏山支部では2月1日(木)に千歳烏山「鰻割烹あら井」さんにて会員会議を開催しました。新年会をかねての開催で、おおいに会員相互の懇親を深めることができました。

会員会議では今年度2回目となる支部公開税務研修会についてまず討議。3月後半、確定申告の時期終了後、北沢署に講師派遣をお願いして開催することにしました。(後日、担当役員が打合せをして、昭和信用金庫烏山支店様から「しあわせプラザ」を今回も快く会場にご提供いただくことができ、3月28日(水)午後6時00分から、北沢税務署福永上席(快諾!)を税務研修の講師に開催が固まりました。テーマはこれから福永上席と打合せます。)

会議では、その他に①年度の締めとなる「支部報告会」を公開税務研修会と同時に開催すること②次年度の「移動研修会」は中村みのり相談役を中心に他支部との合同開催を検討し

何としてでも来年度は「バス研」を開催しよう、と決めました。

続く報告事項では昨年11月25日、穴戸コンクリート様の全面協力をいただいた「いも煮会+災害時炊き出し訓練」の大盛況だった様子や、本部各委員会/部会の活動報告を各委員からしてもらいました。

その後の新年会は、あら井さんにわがままをいってメニューを変えてもらい、うな重を堪能。みな、おなかいっぱいになりました。日本酒もさることながらあら井さんではワインがいい(シミズヤさんのお勧めのワインがはいっている!)とあぶらや池亀副支部長の助言もあり店に置いてあったワインを全部あける結果となりました。お疲れさまでした!

(副会長 本庄 謙一)(給田・北烏山支部)



<http://www.kitazawahoujinkai.or.jp/>より!!

右上「入会・各種手続き」⇒「経営支援サービス」⇒「DVDレンタル」ID:0137

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナー インターネット DVD でレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながら インターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットで サンプル視聴 できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に 参加できない方 などに最適。

STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

経堂支部 第4回 会員会議・新年会



平成 29 年度経堂支部第 4 回支部
会員会議が平成 30 年 1 月 23 日 18
時より経堂支部会員の「天ん洋」にて
開催されました。

今年も元気な丸山恵美子支部長の
もと、議題が順調に進み 1 月度の活

動報告、会員勤奨結果報告、第 2 回支
部主催公開税務研修会について、6
委員会・2 部会の活動報告、各レクリ
エーション部活動報告等が活発に行
われました。

19 時から、新年会が盛大に開催

され、「天ん洋」さんの美味しいお料
理とお酒に、年始からの仕事の疲れ
をリフレッシュ！PR タイム&自己
紹介のコーナーでは、大いに盛り上
がり、あっという間に持ち時間の 1
分間を超過！この調子で、経堂支部
は、今年も、会員同士の交流を活発化
させ、各社が更にパワーアップし、健
康第一で、商売繁盛の一年間となる
幕開けの新年会となりました！

(経堂支部 副支部長 岡本 のぶ子)

経堂支部 トレッキング部の 活動報告



平成 29 年 12 月 17 日 (日)、大山登山に参
加してきました。

経堂支部のレクリエーション活動はどの部
も活発です。なかでも、かなり気力と体力を必要
とするのが大山登山を毎月実施しているトレッ
キング部の活動ではないかと個人的に感じてお
ります。私は、今回、3 年ぶりに参加することが
でき、前回とは違う季節の山道と大山の山頂付
近から観る富士山の絶景に心洗われました。

当日は、かなり冷え込んでいたので、山頂付
近は霜柱がカチコチに凍り付き、登山で汗びっ
しょりになった体が、冷気で一気に体温が下が
り登山口との気温差を体感。



ただ、その対処法は、毎月トレッキング部活動
を実施する主力メンバーの 3 人のチームワーク
力よろしく、ホットワインにサザエのつぼ焼き、
小鰯の網焼き、焼き鳥等、凍てつく体を温める方
法を熟知されており、あっという間に山頂が居
酒屋?! に早変わり。なんとも温かな楽しいひと
時となりました！(ちなみにこの山頂の居酒屋の
メニュー、夏は冷奴、冬は湯豆腐またはしゃぶ
しゃぶ…とのこと。)

初心者マークが取れない私も、安全に楽しむ
経堂支部の大山登山。是非、支部を越えて経堂
支部トレッキング部の活動に参加しませんか？

(経堂支部 副支部長 岡本 のぶ子)



梅丘支部・明大前支部合同 新春祝賀会・地域別懇談会

平成 30 年 2 月 6 日 (火) 18 時半より、初台オペラシティ 54 階の東天紅にて「梅丘支部・明大前支部合同新春祝賀会・地域別懇談会」が催されました。

当日は寒波襲来 & インフルエンザ流行のため、数名の遅刻と欠席者がありましたが時間通りの開始となりました。

千葉梅丘副支部長による名司会にて、坂本明大前支部長の開会の挨拶を皮切りに祝賀会がスタート。新入会員紹介、衆議院議員、都議会議員の方々の挨拶などが行なわれ、その後梅丘支部会員でもある平塚区議会議員から、我々に最も身近な世田谷区政について語って頂きました。

そして 19 時頃より、この催しのメインイベントでもあるお楽しみの余興がスタート。

今年の余興は、明大前支部と梅丘支部より選出された会員の方々でしたが、いずれもプロ級の歌声と演奏の腕前で会場内はおおいに盛り上がりしました。その後、全員に賞品が当たる「大ジャンケン大会」が行われ、来場者はワクワク気分でおみやげをゲット。

宴もたけなわとなったところで、最後に「青春時代」を来場者全員による大合唱など大いに盛り上がり、梅丘支部と明大前支部が合同で催している年に一度のこの祝宴では、日頃はあまり交流のなかった方同士が一同となって打ち解ける事が出来ました。

(明大前支部 副支部長 塩原 孝夫)



司会
千葉 梅丘副支部長



開催のあいさつ
坂本 明大前支部長



閉会あいさつ
佐藤 梅丘支部長



余興で大活躍した 深見さん(左)、廣田さん(中)、浜野さん(右)



区政について述べた平塚さん



坂本明大前支部長、善養寺副会長、佐藤梅丘支部長による三本締め



締めくくりは皆で大合唱



新春祝賀会に相応しい、会場から見た富士山のシルエット

CRYCA
クリカ
UNI-W.COM

+キラキラ+透けている
「カード+名刺」

50枚
1,980円(税別)~

株式会社ユニワールド TEL.03(5376)7233

南烏山・粕谷支部 公開税務研修会・賀詞交歓会



司会
塩田直人副支部長



主催あいさつ
国井重克支部長



税務研修講師
北沢税務署 田中健太郎様



池田太郎さんによるマジックショー

この度、南烏山・粕谷支部では、本年最初の公開税務研修会及び、恒例の賀詞交歓会を、平成30年2月9日(金)烏山区民センター集會室に於いて開催しました。総勢30名以上の方々に参加して頂き大変有意義な研修会を開催する事ができました。

税務研修につきましては、「税務一般について」と題しまして、講師に北沢税務署より法人課税第一部門 田中健太郎様をお招きし、短時間でしたが講義をして頂きました。

講義の内容については、日本の税金の仕組みについて分かりやすくお話を頂き、続いて平成31年導入の軽減税率の事についてお話がございました。講義時間も短時間ではございましたが、時間の許す限り丁寧に分かりやすく講義をして頂き、参加者の皆様も大変参考になっていた様子でした。



税務研修会にて

続いて、新規会員の皆様による自己紹介が行われ、会社のプロフィールなどを紹介して頂きました。

第一部の最後に、賀詞交歓会恒例の余興が行われました。今回はプロマジシャンの池田太郎様をお招きし、マジックショーを披露して頂きました。

間近で見る華麗なマジックに、参加者の方々は大変に驚愕あり笑いありで参加した皆さんは有意義な時間を過ごしておりました。マジシャンの池田太郎様はテレビなどへも多数出演され、YouTube 動画へも投稿しており、マジックを通して多方面でご活躍をされている方です。

大変有意義な第一部が終了し、引き続き支部会員による懇親会を開催いたしました。司会が高橋葉子副支部長が行い、乾杯の発声は鈴木久元相談役に行って頂きました。

乾杯の発声の後、再びマジシャンの池田太郎様にご登場頂き、今度は各テーブルにおいてテーブルマジックを披露して頂きました。至近距離で見るマジックに、皆さんの驚愕と笑いで大変に盛り上がった第二部となりました。また、会員同士の会話も弾み、盛会のまま今回の賀詞交歓会を終える事ができました。

今回開催した研修会全体を通して感じた事は、研修会の充実を図りながら、あらゆる分野の方々をお招きし、一人でも多くの方に「また参加したい」と思わせることができるかが大切だと感じました。

(南烏山・粕谷支部 副支部長 山越 博)

皆さん、こんにちは。一雨ごとにあたたかくなってまいりましたね。春という季節は新たなスタートの時期でもありますので、気持ちを新たに税金について勉強していきましょう。

Let's try!

第1問 税金について「時効」という制度のない国もあるようですが、日本には徴収権の時効というものがあります。さて、それは法定納期限から何年でしょう？

- ① 5年 ② 7年 ③ 10年

第2問 納税者の権利救済のための第三者機関として国税不服審判所があります。さて、国税不服審判所の審判官には民間人が登用されていますが、その割合は何パーセントくらいでしょうか？

- ① 10%くらい ② 25%くらい ③ 50%くらい



教えて！
税金八先生！

会員紹介 エンployeeサービス (明大前支部)

株式会社エンployeeサービスは、中小企業の人材採用・定着・育成の経営支援を行う会社です。

人生の充実感や仕事のやりがいを、経営者と従業員の両方に考えていただくことで、一人ひとりが生き活きと働ける環境を作り上げ、ひいては企業の生産性が向上する仕組み作りを提案致します。

若い社員の採用や定着、技術や経営の承継にお困りの経営者の皆様、まずは、お気軽にご相談ください。



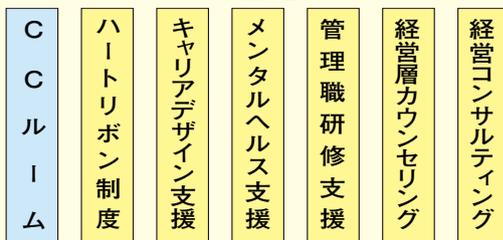
ビジネスマッチングでは多くの経営者や社員の方と出会いました

2ヶ月に一回、キャリアに関する勉強会を開催しています▶

エンployeeサービスの キャリアコンサルティング事業

現状分析＝モラルサーベイ

その結果を受けて



当社の展開するコンサルティング事業の体系図



株式会社エンployeeサービス 代表取締役：樋口 保隆
〒156-0043 世田谷区松原5丁目2-6 田島ビル3W
京王井の頭線 東松原駅前
電話：03-6304-3533 FAX：03-6379-3422
携帯電話：080-1441-3202
e-mail: yasutaka-higuchi@employee-s.co.jp
http://employee-s.co.jp

会員紹介 有限会社ガットデザイン (梅丘支部)

有限会社ガットデザインは、グラフィックデザイン（印刷媒体）を主とした広告、宣伝、販促物全般のデザイン・制作会社です。

具体的には、新聞雑誌広告・ポスター・カタログ・チラシ・名刺・商品パッケージ等等、またサイネージ広告なども取扱っており、ネットワークを活かし様々なグラフィックワークに対応いたします。

北沢法人会には、自宅梅丘支部の当時の千葉支部長に勤められ2013年に青年部へ入会、昨年親会に参りました。この間、法人会事業のデザイン等もお手伝いさせていただいております。

ご相談はお気軽に携帯電話、メールへ。(代表取締役 細井真一：広告代理店株式会社スタンダード通信社、広告プロダクション有限会社ネイブを経て独立、2005年ガットデザインを設立。)

有限会社 ガットデザイン

〒150-0001 渋谷区神宮前 2-13-13 Y-HOUSE 201B
Tel & Fax: 03-3403-1977 Mobile: 090-1461-0365
e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp



レギュラーである小田急系列ホテル・代理店時代から手掛けていたNISSANの広告



POP 販促物や法人会事業の広告物

平成30年度国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
1. 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 2. 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
1. 申込方法: インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 2. 受付期間: 平成30年3月30日(金)9時～平成30年4月11日(水)[受信有効]
 3. 受験案内交付期間: 平成30年2月1日(木)～平成30年4月11日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 4. 受験案内交付場所: 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇試験日
- 第1次試験 平成30年6月10日(日)
- 第2次試験 平成30年7月11日(水)～平成30年7月19日(木)のうち指定された日時
(注) 詳細については、お気軽に北沢税務署総務課(TEL.03-3322-3271 内線205)までお尋ねください。

羽根木公園

今年も、梅の季節がやってきた。どんなに寒い冬でもちょっと春の兆しがあれば、必ず梅の花は咲いて、ほのかな香りを届けてくれます。

2月17日には、恒例のせたがや梅まつり「税金クイズ」が賑やかに開催されました。この梅林は1967年区議会議員選出記念として55本の梅を植樹したのを始まりに、現在では約650本・60品種の見事な梅林となっている。北沢法人会の記念の紅梅「大盃」も立派に咲き誇っている。羽根木公園は、根津財閥の所有地であったが、1956年都立公園に、1965年に区立公園になった。

この公園では毎朝ラジオ体操が実施されており、近隣から多くの方々が集まり、体操や散歩を楽しんでいる。また犬の散歩の場所としても人気があり、様々な大型犬や珍しい犬種が見られるのも楽しみである。

3月末からは、一転して桜の季節である。大勢

の方々各所にゴザを敷いて宴を楽しむ。秋はイチョウ並木の黄色の迫力が見ものである。

このような立派な公園が近くにあり、法人会の行事が出来ることは本当に恵まれているなど思います。

(梅丘支部 広瀬 淡)

生涯現役で…

「ピョンチャンオリンピック」も終り、いよいよ二年後の2020年「東京オリンピック」を迎える。

冬季オリンピックを見て思った事、それは10代の活躍が目を見張るものがあり、先輩たちが10代選手の目標になっている…ともに戦い、共に励ましあい、共に喜ぶ…実社会だとうらやうか?

人間が持つ欲望、五欲が頭を過る。財欲・色欲・食欲・名誉欲・睡眠欲、この五欲が無ければ、エコノミック・アニマルは滅亡している。

いままでも、何世代にも渡り人間社会を育て上げてきているのは、正に五欲の賜物なのであろう。

その事を踏まえて、個性とはなにか。個に備わった、そのものの特有の性質。つまり、五欲は人間皆が持っている性質であって、特有となるとその人しか持っていないだろう性質という事になる。すると、五欲の大波小波のバランスを保てない人は、とても個性的な人になる。

逆にバランスを保つ人は俗にいう「いい人」になるような気がする。「嫌われっ子世に憚る」とも個性的な子という意味になる。

歳を重ねるほど思うこと、五欲の心のバランスを保つこと、その時点で「いい人」になってしまうかも知れないが、その分冷静になって聴く耳を持ち、経験談を語り、行動で表し、「そうか～」と気付かせる様な若い人を育てる先輩こそ、実社会での生涯現役の勤め…ではないかと思う今日この頃ではあります。

(梅丘支部 竹股 克之)

第1問 答え ① 5年

国税通則法には徴収権の消滅時効という規定があり、法定納期限から5年で消滅することとされています。ところでこれとは別に更正決定等の期間の制限というものがあります。徴収権の消滅時効は既に納税額の確定している税金の話ですが、更正決定等の期間の制限はこれから納税額が確定する税金の話になります。税目にもよりますが、更正決定等の期間は法定申告期限あるいは納税義務の成立の日などから5年とされています。ただし、法人税の場合には青色申告の欠損繰り越しが10年間できることになっているので法定申告期限から10年を経過する日までは更正決定できることとされています。

第2問 答え ③ 50%くらい

国税不服審判所の審判官は税務署長クラスの国家公務員です。時として税務署長の決定した処分をひっくり返すわけですからそれなりの経験、見識がないと務まらないからです。審判官は、古くは経験豊かな税務職員の中から選ばれていましたが、税務署長の処分を見直すにあたり、一般的な社会常識を広く取り入れようと、税理士、公認会計士、弁護士などの実務家、専門的な学識を有する学者などを外部から任期付きで採用し、不服審査にあたらせる外部審判官が制度化され、近年、その割合を増しています。全国には100名程度の審判官が勤務していますが、現在、そのおよそ半数が外部審判官によって構成されるようになりました。

ほうじん北沢 2・3月号

平成30年3月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122

 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

各種ローンをご用意しております。
お気軽にご相談ください。

カードローン



ショッピングや旅行、
冠婚葬祭等に安心の一枚。
快適な暮らしと急な出費を
サポートします。

- ご融資金額／ 500万円以内（パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は50万円以内）
- お使用みち／健康で文化的な生活を営むために必要な資金（ただし、事業性資金は除きます。）

個人ローン

お使用みち自由

目的に応じた各種ローンも
ご用意しております

- 実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口にて試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- （一社）しんぎん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

詳しくは昭和信用金庫各店窓口係
または右記フリーダイヤルまで
お問い合わせください

☎ 0120-87-2315

(平日9:00~17:00)



昭和信用金庫

& TOKYO

公益社団法人 北沢法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。
北沢法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん

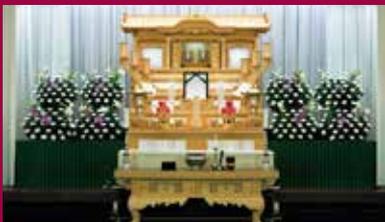
トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に!

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

基本セット祭壇



白木祭壇

※供花は除きます



生花を用いた祭壇

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。

ご利用例

※供花は除きます



基本セットご利用料金 + 10万円(税抜)



基本セットご利用料金 + 20万円(税抜)

葬儀支援サービス 2つのメリット

メリット 1 葬儀費用の軽減

北沢法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ~ 315,000円でご利用になれます。

■ ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇	お棺	寝台車	ご遺影(白黒)／お位牌(白木) 会葬礼状(100枚)／枕飾り ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など
	 内装用品・納棺用品	 車庫から10kmまで	

※火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただけます。

■ 対象者と基本セットご利用料金

適用種別	対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
第1種 適用者	● 会員企業の75歳未満の全取締役 および 監査役本人	無料
第2種 適用者	● 会員企業の75歳以上の全取締役 および 監査役本人 ● 本人の配偶者 および 子女 ● 本人 および 配偶者の両親 ● 本人 および 配偶者の祖父母	252,000円 (消費税込)
特別 適用者	● 本人 および 配偶者の兄弟姉妹・ おじ・おば・孫	315,000円 (消費税込)

※第1種・第2種適用者は、くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。
くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

メリット 2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟150団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス <http://www.gishiki.co.jp>

【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 kitazawa_hou

家族葬、一般葬、社葬や
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに
合わせたご葬儀のご相談承ります。

● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間
365日対応



0120-421-493

ご利用になる場合は
「北沢法人会」とお伝えください。

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。